



佐賀県公報

平成20年
9月2日
(火曜日)
第13081号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○道路の区域の変更 (三四〇・道路課) 一

○道路の供用開始 (三四一・〃) 一

○道路の区域の変更 (三四二・〃) 一

○道路の供用開始 (三四三・〃) 二

公告

○土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 二

○県営森下地区土地改良事業の工事完了 (〃) 二

公安委員会事項

○平成二十年度警備員検定の実施 (公告) 二

○ 告示

◎佐賀県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年九月二日から平成二十年十月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区間	の			
一般国道 二六四号	佐賀市日の出二丁目七番地先から	佐賀市神野東一丁目八〇番三地	後	五四・五 三〇・〇	一、四四七・一
	佐賀市八丁畷町一八番一地先から	佐賀市神野東一丁目八〇番三地	前	四九・三 三〇・〇	一、三九五・七

◎佐賀県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年九月二日から平成二十年十月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	佐賀市日の出二丁目七番地先から 佐賀市神野東一丁目八〇番三地先まで	平成二〇・九・二

◎佐賀県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年九月二日から平成二十年十月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二〇四号	唐津市二太子二丁目五一番一 地先から	唐津市西唐津一丁目六一番一 三〇地先まで	後	一八・〇 、 一八・〇	二一九・〇
	唐津市西唐津一丁目六一番四番 一〇地先から	唐津市西唐津三丁目六四四番 二地先まで			
一般国道 二〇四号	唐津市西唐津一丁目六一番四番 一〇地先から	唐津市西唐津三丁目六四四番 二地先まで	前	一一・一 、 八・五	四三三・〇

●佐賀県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年九月二日から平成二十年十月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市二太子二丁目五一番一地先から 唐津市西唐津一丁目六一番三〇地先まで 唐津市西唐津一丁目六一番四番一〇地先から 唐津市西唐津三丁目六四四番二地先まで	平成二〇・九・二

○ 公 告

古野ヶ里町長 江頭 正則から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、三田川町営土地改良事業（基盤整備促進 用排水施設・農道）豆田地区の工事が平成20年3月31日完了した旨届出があった。

平成20年9月2日

佐賀県知事 古川 康

平成20年4月15日県営土地改良事業（県営ため池等整備）森下地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年9月2日

佐賀県知事 古川 康

○ 公安委員会事項

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成20年9月2日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 空港保安警備業務1級
 - (2) 空港保安警備業務2級
- 2 検定試験の日時及び場所
 - (1) 日時

平成20年12月2日（火曜日）午前8時30分から午後4時30分まで

<p>(2) 場所 ユースピアさが (佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 空港保安警備業務 1級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>㍿ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査 (以下「手荷物等検査」という。) に関すること。</p> <p>オ 空港に関すること。</p> <p>カ 空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>ク 実技試験</p> <p>㍿ 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>イ 手荷物等検査に関すること。</p> <p>ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 空港保安警備業務 2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>㍿ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>エ 手荷物等検査に関すること。</p> <p>オ 空港に関すること。</p>	<p>カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>㍿ 乗客等の接遇に関すること。</p> <p>イ 手荷物等検査に関すること。</p> <p>ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p> <p>(1) 空港保安警備業務 1級</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 空港保安警備業務 2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 空港保安警備業務 2級</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検定員</p> <p>各区分とも30人 (先着順とする。)</p> <p>6 検定申請手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成20年10月23日 (木曜日) から平成20年10月29日 (水曜日) までの午前8時30分から午後5時まで (土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p>
--	--

なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

イ 検定申請書 1通

(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 前記4の(1)のアに該当する者は、2級検定（空港保安警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。

ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により、警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書各1通

(オ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定証の写し 1通

イ 空港保安警備業務2級

イ 検定申請書 1通

(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、

その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(4) 受検票の持参

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。

7 検定の手数料等

(1) 検定の手数料は、16,000円です。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。

(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。

8 その他

検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。

9 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033又は3034）

購読料 一か年三三、三〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年九月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社